

令和 7 年度（第 3 回）群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業
募集要領

令和 7 年 1 月 18 日
群馬県総務部消防保安課

目次

1	はじめに	P 1
2	支援金支給の概要	P 1
3	支給の手続き	P 4
4	書類の保管	P 7
5	注意事項	P 7
6	提出書類様式	P 9

1 はじめに

本要領は、「群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱」に基づき、支援金を支給する際の必要な事項を定めるものである。

2 支援金支給の概要

（1）目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている群馬県内の L P ガス利用者の負担軽減を図ることを目的に L P ガス料金の値引きに必要な支援金の支給を実施するものである。

（2）支給対象事業

（3）の支給対象事業者が、群馬県内の L P ガス一般消費者等に対して、令和 8 年 2 月から 4 月検針分の L P ガス料金に対して、値引きを行う事業とする。

※一般消費者等とは

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等のうち、体積販売により群馬県内で LP ガスの供給を受けている者をいう。

（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者による小売供給で L P ガスを燃料として生活の用に供している者を含む。）

（対象とならないもの）

- ・質量販売による供給先
- ・高圧ガス保安法に基づく L P ガスの供給先
- ・国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎など）

※小中学校、体育館、公民館など一般消費者が使用する施設は対象とする。

(3) 支給対象事業者

支援金の支給対象事業者は、以下の群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第 5 条の条件をすべて満たすこと。

- ア 一般消費者等に対して、L P ガス料金に係る令和 8 年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの検針分で値引きを行うこと。
- イ 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ウ 過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- エ 次の申立てがなされていないこと。
 - ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続開始の申立て
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て
 - ・債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- オ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- カ 群馬県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ク 群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業による支援金の支給を令和 8 年 2 月から 4 月検針分で受けていないこと。
- ケ 関係法令や基準等を遵守していること。
- コ 要綱別表に掲げる者でないこと。

(4) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
LPガス料金に対する値引き	上限1,000円（税抜き）×一般消費者等数 (各一般消費者数1回限り)
実施のための経費支援	1事業者あたり 一律25,000円 ※対象経費：人件費等のもの

(5) LPガス料金値引き方法

令和8年2月から4月検針分のLPガス料金に対し、一般消費者等1件あたり1,000円の値引きを行う。

※1件の消費者あたり1,000円が値引き額の上限であり、2月から4月のそれぞれで値引くものではない。

※1回の検針分が1,000円に満たない場合など、2回以上の検針分で値引くこともできる。検針分が1,000円未満の場合は、検針分の税抜料金額となる。

(例) 2月 900円（検針分）－900円（値引き）＝0円（請求額）

3月 900円（検針分）－100円（値引き）＝800円（請求額）

(例) 2月 値引きなし

3月 3,500円（検針分）－1,000円（値引き）＝2,500円（請求額）

※税抜額から値引きをすることを基本とするが、システム等の都合で税込額からしか値引きができない場合は1,100円を値引くものとする。

(税抜での例) 7,000円（元値）－1,000円（値引き）＝6,000円（税抜）

消費税 600円

請求額 6,600円（税込）

(税込での例) 7,700円（元値）－1,100円（値引き）＝6,600円（税抜）

うち消費税額 600円

請求額 6,600円（税込）

(6) 値引きの明示

一般消費者等に対して、検針票や請求書等により、群馬県の支援金事業で値引きを行った旨と値引き額を記載するとともに、その写しなど値引きの事実を証する書類等を令和14年3月31日まで（本事業終了後5年後の年度末）保管すること。

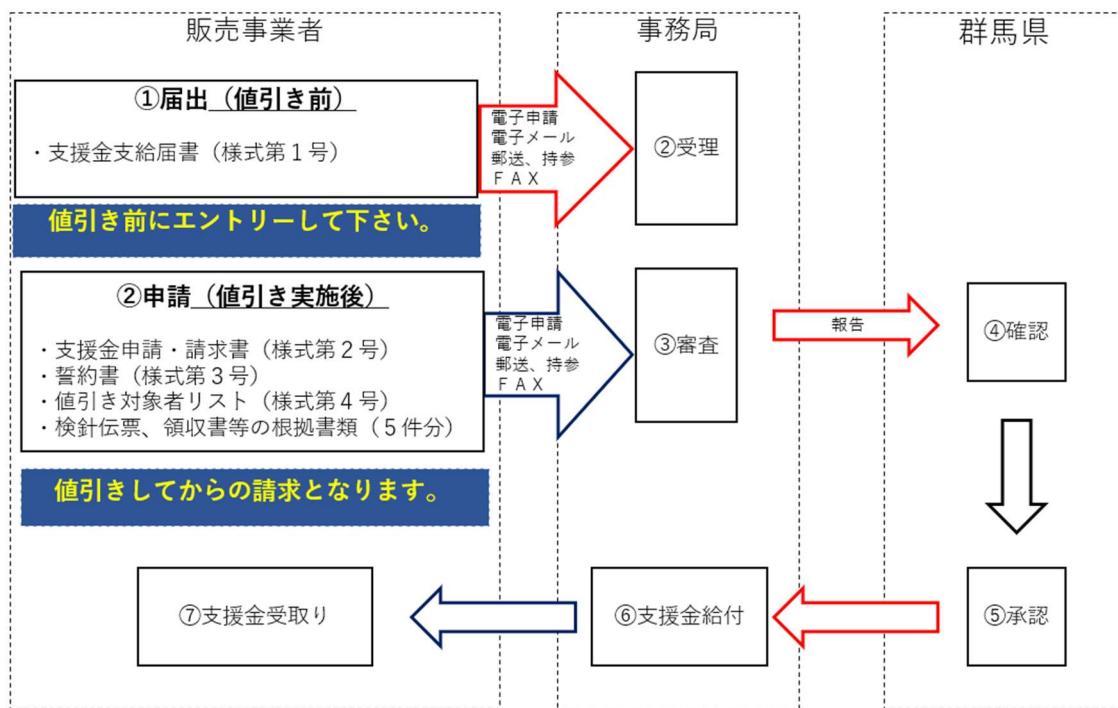
値引きに関する記載方法は、印字、スタンプ、ボールペンのいずれでもよい。

なお、検針票や請求書等以外に別紙による配布は認められない。

【記載例：群馬県の支援金事業により1,000円値引きしました。】

3 支給の手続き

主な手続きの流れ



本事業に係る事務局を下記事業者に業務委託しているため、提出書類に係る内容確認等などは下記事業者から連絡がある。

【事務局】 群馬県LPGガス支援事務局

事業者名 株式会社エイチ・アイ・エス

住 所 前橋市朝日町3丁目25-9 朝日町ビル3階

電 話 0120-985-787

(1) 支援金支給届書（本事業へのエントリー）

ア 提出書類

- ・支援金支給届書（様式第1号）

※様式ダウンロード方法 URL <https://jimukyoku.site/gunma/lpgasshien/vol3/>

※電子申請フォームURL

<https://1c0282ce.form.kintoneapp.com/public/5100fcf266b5247846f1ac72badc433155b239cc1931c2e0ef2f9bf73d92772c>

イ 受付（エントリー）期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月28日（土）

※エントリーをしない場合は、予算の都合上支援金を受け取れない場合がある。

ウ 提出（エントリー）方法

事務局サイトにおける電子申請、メール、郵送、FAX又は持参

※土日祝日については持参以外の方法により提出すること。

エ 提出先及び問い合わせ先

事務局名 群馬県LPGガス支援事務局

郵便番号 〒371-0014

住 所 群馬県前橋市朝日町3丁目25-9 朝日町ビル3階

電 話 0120-985-787

FAX 050-6883-7775

メールアドレス gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

※届書が到達次第、事務局から届書記載の連絡先に電話連絡がある。

連絡がない場合は、エントリーができていない可能性があるので、事務局へ問い合わせること。

(2) 支援金支給申請・請求書の提出

ア 提出書類

- ・支援金支給申請・請求書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・値引き対象者リスト（様式第4号）

※郵送等の場合でも、Excelデータをメールで送付すること。

※様式ダウンロード方法 URL <https://jimukyoku.site/gunma/lpgasshien/vol3/>

- ・上記リストの中から5件分の請求書の写し
- ・通帳のコピー

※令和7年度第2回事業(8月・9月検針分)と同じ口座の場合は添付省略可

イ 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年5月29日（金）（必着）

※支援金の制度上、上記の受付期間を超過しての受付はできない。

※土日祝日については持参以外の方法により提出すること。

ウ 提出方法

① オンライン申請

オンライン申請方法 (URLは別途公開予定)

② 電子メール、郵送、FAX又は持参

下記エあて

エ 提出先及び問い合わせ先

事務局名 群馬県LPGガス支援事務局

郵便番号 〒371-0014

住 所 群馬県前橋市朝日町3丁目25-9 朝日町ビル3階

電 話 0120-985-787

F A X 050-6883-7775

メールアドレス gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

【受付時間】

コールセンター 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

持参時の受付 午前9時から午後4時30分

※持参の場合は、到着時に事務局へ電話すること

（3）支援金の支払い

支援金請求書の内容が適当と認められた事業者に対し、様式第2号で記載された指定口座に所要額を支給する。

（4）様式及び記載例

「6提出書類様式」による。

4 書類の保管

本事業に係る関係書類（検針票、請求書等）は、国の重点支援地方交付金を活用していることから、事業終了後5年間（令和13年度末まで）は保管しなければならない。また、保管期間中は、県から求めがあった場合は、いつでも閲覧させ、LPGガス販売事業を廃止した場合でも、同様に対応しなければならない。

5 注意事項

- （1）本事業は、LPGガス一般消費者等の負担軽減を目的としたものであるため、本事業の実施に合わせて恣意的に値上げを行うなど、本事業の目的を逸脱した行為は認めない。
- （2）本事業に関する全ての提出書類は、如何なる理由があっても虚偽記載をすることは認めない。
- （3）県又は本事業の受託事業者から書類の提出や補正指示があった場合、速やかに対応すること。適切な対応がない場合は、要綱第7条の規定に基づき、支援金支給決定の取り消しを行うことがあるので、注意すること。
- （4）本事業に基づく、値引き対象月以外で値引きを実施した場合、支援金支給の対象

としない。

- (5) 虚偽、その他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合は、当該事業者に対して、県による現地調査を行う場合があり、当該調査に誠実に対応しなければならない。
- (6) 本要領に記載のない事項については、群馬県又は受託事業者の指示に従うものとする。

6 提出書類様式

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

群馬県知事 様

(支援事業者) 住 所
氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名
連絡先 (電話)
販売事業者登録番号

令和7年度（第3回）群馬県L Pガス利用者負担軽減事業支援金支給届書

令和7年度（第3回）群馬県L Pガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県L Pガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、次のとおり支援金の支給を届け出ます。

支援対象月	令和8年2月～4月検針分	
請求予定額	金	円 ((1,000円× 件) +25,000円)

請求予定額は、見込額を記入してください。

支給請求書（様式第2号）の請求額と異なった場合でも、報告等は不要です。

提出先

群馬県L Pガス支援事務局

住所：群馬県前橋市朝日町3丁目25-9 朝日町ビル3階

電話：0120-985-787

FAX：050-6883-7775

メールアドレス：gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

提出方法

電子申請、メール、郵送、FAX又は持参

提出期限

令和8年2月28日（土）

【記入例】

様式第1号（第6条関係）

令和 8年〇〇月〇〇日

群馬県知事 様

(支援事業者) 住 所 前橋市〇〇町〇〇番地
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 ○○ ○○
連絡先 027-〇〇〇-〇〇〇〇
販売事業者登録番号 〇〇A〇〇〇〇

令和7年度（第3回）群馬県L Pガス利用者負担軽減事業支援金支給届書

令和7年度（第3回）群馬県L Pガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県L Pガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、次のとおり支援金の支給を届け出ます。

支援対象月	令和8年2月～4月検針分	
請求予定額	金 525,000 円 (1,000円×500件)+25,000円)	

請求予定額は、見込額を記入してください。

支給請求書（様式第2号）の請求額と異なった場合でも、報告等は不要です。

提出先

群馬県L Pガス支援事務局

住所：群馬県前橋市朝日町3丁目25-9 朝日町ビル3階

電話：0120-985-787

FAX：050-6883-7775

メールアドレス：gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

提出方法

電子申請、メール、郵送、FAX又は持参

提出期限

令和8年2月28日（土）

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

群馬県知事 様

(支援事業者) 住 所
氏 名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名
連絡先 (電話)
販売事業者登録番号

令和7年度（第3回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給申請・請求書

令和7年度（第3回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、必要書類を添えて、次のように支援金の支給を申請します。

支援対象月	令和8年2月～4月検針分
請求額	金 円

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰め）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 令和7年度第2回事業と振込先口座が異なる場合は、通帳のコピーを添付してください。

《群馬県記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	支給額

【記入例】

様式第2号（第6条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 様

(支援事業者) 住 所 前橋市〇〇町〇〇番地
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 ○○ ○○
連絡先 027-〇〇〇-〇〇〇〇
販売事業者登録番号 〇〇A〇〇〇〇

令和7年度（第3回）群馬県LPGガス利用者負担軽減事業支援金支給申請・請求書

令和7年度（第3回）群馬県LPGガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県LPGガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、必要書類を添えて、次のように支援金の支給を申請します。

支援対象月	令和8年2月～4月検針分
請求額	金 515,000 円

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰め）
保安	□本店 □支店 □出張所	1 2 3 4 5 6 7		☑普通 □当座	9 8 7 6 5 4 3
フリガナ	カ) 〇〇〇〇				
口座名義	株式会社〇〇〇〇				

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 令和7年度第2回事業と振込先口座が異なる場合は、通帳のコピーを添付してください。

《群馬県記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	支給額

様式第3号

誓 約 書

当社（私）は、群馬県LPGガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条第1項各号に係る条件全てに該当していることを誓約します。

なお、誓約に反した事実があった場合は、支援金支給決定の取り消し又は支援金の返還に速やかに応じることに同意します。

令和　　年　　月　　日

事業者名

販売事業者登録番号

住　　所

代表者名

代表者印

申請に係る担当者及び連絡先

【記入例】

様式第3号

誓 約 書

当社（私）は、群馬県L Pガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条第1項各号に係る条件全てに該当していることを誓約します。

なお、誓約に反した事実があった場合は、支援金支給決定の取り消し又は支援金の返還に速やかに応じることに同意します。

令和 8年〇〇月〇〇日

事業者名 株式会社〇〇〇〇

L Pガス販売登録番号 〇〇A〇〇〇〇

住 所 前橋市〇〇町〇〇〇〇

代表者名 保安 太郎 代表者印

自署又は押印

申請に係る担当者及び連絡先

保安 次郎 027-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式第4号) 令和7年度(第3回)群馬県LPGガス利用者負担軽減事業 値引き対象者リスト

No.	対象消費者 (管理番号又は契約者名)	市町村名	値引き実施状況（金額は税抜価格又は税込価格で統一すること）								
			2月検針分			3月検針分			4月検針分		
			値引き前(円)	値引き後(円)	値引き額	値引き前(円)	値引き後(円)	値引き額	値引き前(円)	値引き後(円)	値引き額
例1	群馬 太郎	前橋市	5000	4000	1000						0
例2	利根川 花子	前橋市				1000	500	500	2000	1500	500
1					0			0			0
2					0			0			0
3					0			0			0
4					0			0			0
5					0			0			0
6					0			0			0
7					0			0			0
8					0			0			0
9					0			0			0
10					0			0			0
11					0			0			0
12					0			0			0
13					0			0			0
14					0			0			0
15					0			0			0
16					0			0			0
17					0			0			0
18					0			0			0
19					0			0			0
20					0			0			0
21					0			0			0
22					0			0			0
23					0			0			0
24					0			0			0
25					0			0			0